

令和8年度計画 パブリックコメントに寄せられた意見及び対応

No.	意 見	対 応
1	<p>第1章 1 策定の目的</p> <p style="text-align: right;">1 ページ</p> <p>岐阜県食品安全行動基本計画のもとに策定されている様々な計画に沿い、県や市町村が県内の諸団体や企業と連携して食品安全行政が推進されています。特に近年においては、HACCPの取り組みを通して、安全意識や品質管理能力の向上や、食品等の安全性の確保を目指しています。国の2021年HACCP完全制度化に対し、岐阜県では独自の HACCP導入手引きの作成や、小規模事業者向け講習・個別相談体制の早期からの整備など、全国でも先行した取り組みが進められ現在に至っています。今後もPDCAを着実に回しながら高い水準を維持していくことを期待します。その中で、令和8年度計画(案)は、現状における岐阜県の食品安全行政の課題の一面も浮き彫りになっています。限られた資源を最大限効率的に活用できるよう「選択と集中」の視点から計画策定と執行が進むことを合わせて期待します。</p> <p>私たち生活協同組合は、「食の安全」を中心に、生協組合員やその家族が安心して生活できる地域づくりを目指し活動しています。生協組合員を含め全ての県民にとって食の安全は現在から将来にわたる重要な関心事項です。消費者は食の安全やリスクに関する科学的知見に基づく正しい情報を受け取り、理解し、自らの選択や判断に活かす必要があります。近年においても、コロナ禍から残る影響や、原材料やエネルギー価格、諸物価の高騰、人手不足の長期化など社会的な問題が増幅しており、本計画の直接の指導対象者である、食品関連事業者(生産・製造)、特に中小・零細事業者の事業経営面への影響も大きいものと推察します。本計画を進める中では、監視・指導とあわせて、支援の視点を担当する県職員が引き続き持ち、各計画の遂行に当たられることを要望します。</p>	<p>引き続き、本計画に基づき食品の安全確保に向けた各種施策を着実に推進するとともに、食品等事業者の事業経営面にも適切に留意しつつ、衛生管理に対する指導及び支援に丁寧に取り組んでまいります。</p>

<p>2</p>	<p>第2章 1 (6) 食品衛生に関わる人材の育成及び資質の向上について ②食品等事業者 ③消費者</p> <p style="text-align: right;">4ページ</p> <p>近年の消費者動向や物価高により冷凍食品や惣菜を利用する消費者が増加しています。また、国の「食べ残し持ち帰り促進ガイドラインSDGs目標達成に向けて」や食品期限表示改定など、食品ロス削減に向けての取り組みも始まっています。こうした中で持ち帰った後の保存や保存時間、解凍方法などを事業者指導と併せて普及する取り組みが食中毒を未然に防止する重要なポイントになります。</p> <p>近年の、春から秋にかけての気温の上昇は食品の鮮度保持に大きく影響します。特に高齢者や単身世帯に向けてパンフレットやSNS、動画での情報提供、また学校教育として子供たちに知らせる（食品安全推進室主催：ワークショップ）活動など、具体的な食中毒事例なども含めた情報提供が有効と考えます。</p> <p>さらには、人材不足の中で外国人労働者を雇うケースも増加します。文化の違いや衛生管理の認識などの課題が食品に与える影響も可能性として否定できません。事業者への研修や講習会、Q&Aなどの取り組みも必要と考えます。</p>	<p>「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」及び「食品期限表示設定のためのガイドライン」については、いただいた御意見を踏まえ、食品衛生責任者実務講習会をはじめ、様々な機会を通じて周知を一層図るとともに、食中毒の未然防止の観点から、持ち帰り可能なメニューの明示や持ち帰り時の注意点について、消費者への適切な情報提供が行われるよう関係者に指導してまいります。</p> <p>また、御意見にあるとおり、幅広い世代の消費者に対する食中毒予防の情報発信は重要であると考えており、パンフレット、SNS、動画等、各種媒体を活用した分かりやすい周知に努めてまいります。</p> <p>外国人労働者の増加に伴う文化や衛生管理に対する認識の違いに関する御意見につきましては、その必要性を認識しております。</p> <p>本県においては、保健所の地域特性に応じ、タガログ語やポルトガル語など多言語による営業許可説明資料を独自に作成するなど、事業者への支援に取り組んでいるところです。</p> <p>いただいた御意見を踏まえ、他県の取組も参考にしつつ、引き続き、多言語化の工夫や情報提供の充実に努めてまいります。</p>
<p>3</p>	<p>第2章 2 監視指導</p> <p style="text-align: right;">4ページ</p> <p>ジビエの消費が増えてきており、国もジビエの普及を進めています。岐阜県における国産ジビエ認証施設は揖斐川町解体処理施設が唯一HACCPに基づいた基準を満たした施設であること、また国の認証とは別に岐阜県独自の基準で登録された施設が6施設あると認識します。こうした施設は危険度レベル別監視目標の中の食肉処理業のレベル2に含まれると思いますが、国はジビエを地域活性化につなげる貴重な地域資源と考えています。普及する一方で、ジビエについての評価は未だ味や衛生的な管理について確固たる県民の安全性の認識度は高くないと考えます。担当部局との連携を強め、計画案にジビエの衛生的な処理、管理流通、検査を向上させていけないでしょうか？</p>	<p>本県では、毎年度、各保健所において、野生鳥獣肉を取り扱う施設に対し、衛生管理等に関する実態調査を実施し、衛生管理状況の確認と必要な指導を行っているところです。</p> <p>また、農政部においては、ぎふジビエ衛生ガイドラインに基づき、解体処理施設で細菌の自主検査の実施を推進しており、衛生管理の更なる向上につなげております。</p> <p>引き続き、担当部局とも連携しながら、ジビエの衛生的な処理や管理・流通、検査体制の充実にに向けた取組の強化を図ってまいります。</p>

<p>4</p>	<p>第3章 2 試験検査 (1) 残留農薬及び動物用医薬品等検査 (4)食品添加物検査</p> <p style="text-align: right;">11～13ページ</p> <p>表2では、食肉中の残留物質モニタリング検査、食品添加物の使用等適正化指導事業など検体数計画が少なくなっています。前述の総論で述べたように「選択と集中」の視点を持ち、この検査計画の根拠を補足されるよう要望します。</p> <p>(4)食品添加物検査も同様です。</p> <p>関連して、気候変動の影響により農水産物の流通が変化しています。輸入米、輸入玉ねぎの拡大、また牡蠣やホタテが不漁による品質のバラつきなど少し先の未来を見越した検査も必要になると考えます。消費者はこのような商品の流通の知識が乏しく、県として流通の内容について把握しておく必要があると同時に、残留農薬検査の件数や微生物検査など社会の情勢にあわせて検査品目や回数、方法なども準備しておく必要もあると考えます。</p>	<p>本年度は、HACCP に沿った衛生管理の導入支援の強化に伴い、保健所における事業全体の業務量の増加を踏まえ、2つの検査事業について検体数を見直したところです。</p> <p>食肉中の残留物質モニタリング検査については、平成13年以降、違反事例が確認されていないことに加え、中央食肉衛生検査所において新たな検査項目の追加検討を進めていることから、従来実施していた検体数の一部を削減しております。</p> <p>食品添加物の検査については、全国の過去10年間（平成27年度～令和6年度）における違反率が0.1～0.2%と低い水準で推移していることから、事業者による適正利用は概ね遵守されていると判断することができると考えており、さらに、HACCPによる衛生管理の指導強化により、県内の製造業における不適切な添加物使用の一層の減少が見込まれることから、検査数を見直したものです。</p> <p>御指摘のとおり、残留農薬及び食品添加物等の検査計画の妥当性については、常に「選択と集中」の視点を持ち、今後も県内外の検査データや社会情勢の変化を注視しながら、効率的かつ効果的な検査が実施できるよう検討してまいります。</p> <p>また、本文中 第3章 2 試験検査 に以下の一文を追加しました。</p> <p>検体数、検査項目については、県内外の検査結果や監視指導結果などを踏まえ、効率的な検査の実施を検討しています。</p>
<p>5</p>	<p>第3章 2 試験検査 (3)アレルゲン検査</p> <p style="text-align: right;">12ページ</p> <p>今年4月よりカシューナッツが「特定原材料に準ずる」から「特定原材料」に格上され、義務表示の対象となります。2年間の猶予期間がありますが、個人の事業者まで情報提供や表示にかかわる相談、表示の点検などの対策を早い段階からとっていく必要があります。ピスタチオも表示推奨に新規追加されることからあわせて情報提供を検討ください。</p>	<p>アレルギー表示に関する制度改正（カシューナッツの「特定原材料」への追加、ピスタチオの「特定原材料に準ずるもの」への追加）に関する国の検討が明らかとなった段階から、事業者向けの表示講習会やパンフレット等、様々な機会を通じて周知を行ってきたところです。</p> <p>令和8年度におきましても、食品衛生責任者実務講習会のテキストへの掲載、事業者への情報提供や表示相談などを引き続き取り組んでまいります。</p>

		<p>また、併せて、消費者向けにもイベントやメールマガジン等を活用し、適切な周知に努めてまいります。</p>
6	<p>第3章 3 (3)HACCPの取組支援</p> <p>14ページ</p> <p>令和7年度のアンケート調査においては、実施率が56%でした。44%は実施できていないとの回答結果であり、前年度までから一転して停滞・後退した印象で残念です。回答内容は不明ですが、回答のあった1,000施設の情報を含めてさらに分析し、要因や課題を探り、個別に支援対策を講ずる必要があると感じます。令和7年度計画でも衛生管理の定着支援、HACCPの取組支援は行われてきており、実施内容や有効性も検証する必要があると感じます。</p> <p>岐阜県版HACCP導入施設認定制度から10年が経ち、経験やノウハウが蓄積されている事業者も多くあり岐阜県にとって貴重な財産であると考えます。まずは運用できている事業者が継続できるよう個別にフォローしていくことと同時に、新規で取り組む事業者には食品衛生責任者養成講習会などで運用する書式や方法などの情報を提供して実施率を高めてゆく必要があると感じます。本計画(案)を水平展開の再スタートとしていくことを期待します。</p>	<p>新たに食品営業を開始する事業者や、衛生管理計画の作成が困難な既存事業者につきましては、通常の助言指導に加え、記録書を備えた各業種のHACCPに関する手引書を配布し、円滑な導入を支援してまいります。</p> <p>また、既に導入している事業者につきましては、定期的な監視や営業許可更新時の機会を通じて、衛生管理の実施状況や記録を確認し、定着支援を行うとともに、衛生管理レベルの向上を促してまいります。</p> <p>さらに、いただいた御意見を踏まえ、実施状況の分析や課題の把握を行ったうえで、より効果的な支援策について検討し、必要な取組を追加してまいります。</p>
7	<p>第3章 4 リスクコミュニケーション（消費者等への普及啓発と関係者間の意見交換等）の推進 (1)「双方向のリスクコミュニケーション」(2)「食品の安全・安心に関する教育の推進」について</p> <p>14~15ページ</p> <p>岐阜県が実施している「食品の安全性に関するアンケート調査結果」（令和6年）によれば、食品の安心感については、「非常に安心」「どちらかといえば安心」あわせて57.4%の県民が「安心」だと回答しています。これは食品安全行政の取り組みの成果として評価できる一方で、まだ4割以上の県民は安心感を持たれていないと積極的に受けとめていくことが重要と考えます。</p> <p>ショート動画など昨今のデジタルツールの動向を汲み、膨大な情報の中から消費者が自分に必要な食の安全情報を探しやすく、発見しやすい形で提供することが重要です。現代人の活字離れはますます加速化しています。目にとまりやすく、専門的な知識がなくても理解できる情報提供手段を引き続き追求することを要望します。</p>	<p>御意見のとおり、消費者が必要とする食品の安全情報にアクセスしやすく、理解しやすい形で提供することは重要であると考えております。</p> <p>令和8年2月からは、食品安全・安心情報発信事業を開始いたしました。本事業では、食料品販売店など、消費者の目にとまりやすい場所での食品安全に関する情報のポップ掲示や、店内放送による情報発信を進めており、食品等事業者との協働により効果的な周知が進むことを期待しているところであります。</p> <p>今後、専門的な知識がなくても理解しやすい情報発信手法について検討を進め、より効果的な周知に努めてまいります。</p>

8	<p>岐阜県食品安全行動基本計画(第5期)と食品衛生監視指導計画の対照表 16ページ</p> <p>令和7年度期間ではありますが、令和6年度実績だけでなく令和7年度計画数値も参照情報として追加できないでしょうか。</p> <p>また、近年深刻度を増している食中毒対策の進捗状況も、計画案への意見募集に際しての情報としては有用と考えます。</p>	<p>御意見を踏まえ、令和7年度の計画数値を追記いたします。</p>
9	<p>有機フッ素化合物(P F A S)について (計画案に該当箇所なし)</p> <p>昨年も発信しましたが、岐阜県では、各務原市で過去に非常に高いPFAS濃度が地下水から検出され、井戸水の 飲用中止指導、水源の切り替え、活性炭処理の導入、継続的なモニタリング等の対策がとられ、その結果、現在は基準を下回る水質へと改善されました。 2026年からの法改正により全国共通で基準値が引き上げられるなど規制が強化されますが、井戸水の飲用や工場跡地・基地跡地付近、山間部・簡易水道地域など一部の地域では引き続きの注意が必要です。</p> <p>農産物への影響や健康への影響なども含め、県民へのわかりやすい情報開示の継続を要望します。</p>	<p>関係機関と連携して、引き続き県民の皆様に分かりやすい形での情報提供に努めてまいります。</p>
10	<p>(1) 鳥インフルエンザについて (計画案に該当箇所なし)</p> <p>1月に入り三重県での発生、続いて岐阜県関市でも感染報告されるなど今年も緊張感が高まっています。人への感染や健康被害については、この間の適正な情報発信により消費者も冷静に受け止める基盤が作れています。一方で、発生した場合の鳥の殺処分にかかる費用や事業再開にかかる費用の負担、風評被害による事業者の損失は、昨今の事業経営情勢のもとでは一層懸念されます。安定した鶏肉や鶏卵の安定供給の停滞、生産品質や衛生管理の低下、価格の高騰による消費生活の混乱等につながらないよう、農政や食品安全行政が一体となった対策の推進を要望します。</p>	<p>今後とも、防疫体制の強化、発生時の迅速な対応、事業者への支援策の周知など、関係機関が一体となった取組の推進に努めてまいります。</p>